

静岡市清水区自治会連合会弔慰見舞金内規

第1条 静岡市清水区自治会連合会（以下「連合会」という。）は各地区連合自治会長（以下「連合会長」という。）及び地区自治会長等で弔慰等の生じたときは、この内規により行うものとする。

第2条 連合会が連合会長及び自治会長に対し行う弔慰等の種類及び金額は、別表のとおりとする。

第3条 別表に定めるもの以外において弔慰金等を必要と認めるときは、その都度連合会役員協議によって行うものとする。

附 則

この内規は、昭和48年5月7日から適用する。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から適用する。

別 表

区分	種 類	金 額	備 考	
連 合 自 治 会 長	病気及び 傷害見舞金	本 人	5,000 円	入院 2 週間以上のもの、又は病気のため 3 週間以上療養にあるもの。
		本 人	20,000 円	
	弔慰金	配偶者	10,000 円	
		本 人 (退職者)	10,000 円	5 年以上経験した者
		5,000 円	5 年未満経験した者	
自治会長	弔慰金	本 人	10,000 円	

